

高等学校新入生徒の野球部及び練習参加に関する規定

平成 24 年 5 月 24 日改正

- (1) 高等学校新入生徒が野球部に正式に入部するのは、入学式終了後でなければならない。したがって対外試合（練習試合・公式試合）への参加も入学式終了後とする。ただし、中高一貫校などで入学式が無い場合は、4月当初の始業式以降とする。
- (2) 高等学校入学試験に合格した生徒で、中学校卒業式が終了したものは、3月25日（シーズン始め）以後、当該高等学校野球部の練習に参加しても差し支えない。ただし、高等学校入学までは保護者の責任の下、当該高等学校長の下承を得て練習に参加するものとし、3月31日までの練習参加については中学校長にも保護者から通知しておくこととする。なお、3月25日から31日までは独立行政法人「日本スポーツ振興センター災害共済給付」の適用を受けられないので、任意の傷害保険に加入するよう留意すること。また、当該校の指導要録で、入学日が4月2日以降と規定されている場合は、その前日までを任意の傷害保険加入期間の対象としなければならない。
- (3) (2) 項の規定について、各都道府県高等学校でさらに参加制限を設けてもよい。
- (4) この規定に適合する以外は、中学生徒を高等学校野球部の練習に一切参加させてはならない。ただし、都道府県高等学校野球連盟に届け出た「中学3年生の体験入部」参加者は除く。

以上

高校野球関係者（指導者、部員）と

少年野球（小学生・中学生）との交流に関する規定

平成 30 年 11 月 22 日

日本高等学校野球連盟

目 的

- (1) 高校野球の健全な発達ならびに小学校、中学校野球の発展のため本規定を定める。
- (2) あくまでも自校への勧誘ではなく、高校野球の持つ魅力や野球本来の楽しさを伝え、地域社会貢献活動の一つとする。
その結果、少子化による野球人口減少への歯止めの一助とする。
- (3) 部員は野球に対する考え方や技術を小学生や中学生に伝えることによって、自らの理解を更に深めるよう努めることとする。

「高校野球関係者と小学校野球関係者との交流」

- (1) 野球に触れ合う機会を設け、野球教室などの交流を通じて、小学生への野球普及活動を推進する。
- (2) 高校野球関係者（指導者、部員）と小学校野球関係者（指導者、部員）の交流に関して、下記の内容に留意し行うこととする。

(3) 普及活動については、高校、小学生チームともに単独および複数チームの交流も可とする。

(例1)

A高校野球部と小学生チームB、C、Dが参加

(例2)

A高校野球部、小学生チームBのみが参加

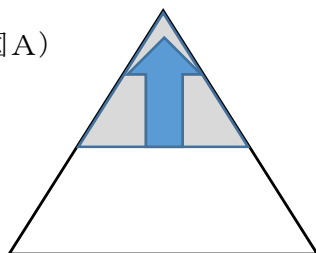
(例3)

A、E、F高校野球部、小学生チームB、C、Dが参加

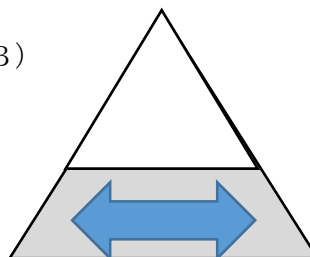
『留意点』

- ・ 指導者は校長に対し、あらかじめ交流の趣旨や計画を十分に説明し了承を得る。
- ・ 指導者は所属都道府県高等学校野球連盟に対し、事前に開催計画書を提出する。
- ・ 部員と小学生、また小学生の中でも1年次と6年次では基礎体力が大きく違うことに留意する。
- ・ 実際の交流の際には、細心の注意を払い、小学生の体力に合わせたメニューを行い、怪我や事故のないようにつとめる。
- ・ 小学生チームの大多数は、学校外の活動となるため、万が一怪我をした場合、日本スポーツ振興センターの給付対象とはならない。この点は、あらかじめ双方で十分に確認を行い、交流を実施する。
- ・ 小学生側の指導者に元プロ野球選手で学生野球資格を回復していない者がいる場合。学生野球憲章第13条に記載の通り、本交流は学生野球発展を目的とするものであるため、交流する場に学生野球資格を回復していない者が立ち会っても差し支えない。ただし、高校生である部員が指導を受けるためのものではないため、学生野球資格を回復していない者から部員が直接指導を受けることは認められない。
- ・ 原則として同一都道府県内の高校と小学生チームの交流とする。なお、例外として都府県境で隣接市町村の高校、小学生チームの交流は認めることとする。なお、交流にあたって宿泊を伴うことは認められない。
- ・ 上記目的に鑑み、アウトオブシーズン中の交流も可とする。
- ・ 小学野球チームに所属していない小学生や幼児を対象とした交流を行うことは差し支えないが、上記『留意点』には注意をして行うこととする。
- ・ 目的(2)にも記載の通り、交流の趣旨は野球技術に優れた小学生(図A)のレベルアップということではなく、野球を始めたばかりの小学生やこれから野球を始めようとする幼児や小学生を対象に裾野を拡大(図B)するということに主眼を置いて交流を行う。

(図A)



(図B)



「高校野球関係者と中学校野球関係者との交流」

(1) 高校野球関係者（指導者、部員）と中学校野球関係者（指導者、部員）の交流は以下の①～④とする。

- ① 合同練習や普及活動を行う場合は、都道府県高等学校野球連盟およびその支部組織または都道府県および市町村教育団体が主催となり、複数の高校野球関係者、中学校野球関係者が参加することとする。なお、加盟校が単独で行うことはできない。
- ② 都道府県ならびに市町村教育団体や中学野球関係団体が主催する指導者講習会に高校の指導者を派遣する場合は、当該都道府県高等学校野球連盟を通じて派遣を行う。
- ③ 部員が個人で出身の中学校野球部またはチームの練習に参加し、手伝いや後輩たちへの助言を行うことができる。
- ④ 中学三年生を対象とした「中学生の体験入部について」平成15年3月20日通達の定める範囲内での交流が出来る。

『補足』

上記、③に関して、具体例は以下の通り

A君（肥後橋中学校の野球部卒）

〇〇高校に所属している。

↓

市立肥後橋中学校の練習参加はOK

B君（肥後橋中学卒で中学校の野球部には
入らず淀屋橋ボーイズ出身）

〇〇高校に所属している

↓

淀屋橋ボーイズの練習参加はOK

市立肥後橋中学校の練習参加はNG

『留意点』

- ・ 指導者は部員が出身となる中学校野球部またはチームへ出向く際には、部員に対しあらかじめその人数や場所などを申し出るよう指導をする。
- ・ 部員が中学生と練習の手伝いに参加する際には、高校野球の経験や野球本来のもつ楽しさを伝える。また自身も中学時代に指導を受けたことに感謝し、後輩達の相談や悩みに応え、後輩達の成長の一助となるよう努めること。
- ・ 中学生側の指導者に元プロ野球選手で学生野球資格を回復していない者がいる場合。
学生野球憲章第13条に記載の通り、本交流は学生野球発展を目的とするものであるため、交流する場に学生野球資格を回復していない者が立ち会っても差し支えない。
ただし、高校生ある部員が指導を受けるためのものではないため、学生野球資格を回復していない者から部員が直接指導を受けることは認められない。

『高校野球関係者と中学関係者の接触ルール』

高校野球関係者が中学校側と接触できるのは、進路指導の一環として当該中学校校長の承認の上、中学校の進路担当者（担任など）および保護者と面談するものに限る。ただし、高校野球関係者が、中学校側の進路担当者の同席なしで保護者と面談すること、および家庭訪問はできない。なお、面談の時期は当該都道府県での取り決めを遵守すること。

『禁止事項』

- ・ 高校野球関係者は中学生を対象としたいわゆるセレクションを行ったり、上記①～④に該当しないもので高校の練習に参加させてはならない。
- ・ 高校野球関係者が、中学生の進路選択に当たって、第三者いわゆるブローカーと接触し、入学させる旨の約束をしたり、進路に関し何らかの要請を受けたりすることは認められない。万が一、高校側にブローカーからの働きかけがあったときは、当該高校から所属都道府県高等学校野球連盟に報告する。報告のあった都道府県高等学校野球連盟は、日本高等学校野球連盟を通じて、当該中学生の在籍する中学校または少年野球チーム責任者とその所属する連盟責任者に通告し、以後の関与を許さないよう要請する。
- ・ 高校が中学校野球または小学校野球の試合を主催したり、試合を斡旋したりしてはならない。また、高校が地域の中学生や中学校関係者に誤解を招くような寄付をしたり、野球の指導を行ってはならない。

統廃合による大会参加の特別措置について

平成9年5月23日

(1) 連合チームでの大会参加

- ① 統廃合の対象となる関係校であれば、2校以上の連合チームでの大会参加を認める。
(地区大会および全国大会を含む)
- ② 連合チームは関係校であれば、そのうちの組合せはいつでもよく、2チームに分かれて参加することもできる。連合チームの組合せ上、人数による制限はしない。(例えば10人以上の場合は単独でなければいけないなど)
- ③ 連合チームの組合せはシーズンはじめに所属連盟に届け出て、承認を得ることとするが、秋の新チームによる編成上、再度組合せを変更して大会に参加することができる。

(2) 大会参加申し込みと引率責任者

- ① 大会参加申し込みは、連合チームが関係するすべての学校長の承認印を必要とする。
- ② ベンチ入りする責任教師、監督は関係する学校長の協議で選任、所属連盟に登録する。また、試合当日は関係する高等学校の引率責任者が生徒を必ず引率することとし、ベンチ入りできない責任教師もスタンドなどで観戦、常に待機すること。
- ③ 大会参加の名称は関係校で協議し、連名もしくは頭文字を組み合わせたものなどいずれでもよい。

(3) ユニフォーム

統廃合による大会参加を認められた複数校の連合チームのユニフォームは、公認野球規則の規定に拠らず、次のいずれかひとつを統一すればよい。

帽子、ユニフォーム、アンダーシャツ、ストッキング

- * なお、『廃校となる野球部の特別措置』(平成12年6月7日付け)の連合チームは、上記の規定によることなくそれぞれの学校のユニフォームによる参加が認められる。

部員不足による大会参加の特別措置について

平成 24 年 5 月 24 日

(1) 部員数不足の連合チームでの大会参加

- ① 原則として部員数が不足している（8人以下）2校以上の連合チームでの大会参加を認める。（地区大会および全国大会を含む）
- ② 関係校間の距離は問わないが、同一都道府県内の加盟校同士に限定し、原則として週2回程度の合同練習をすることが望ましい。
- ③ 適当な相手校が無いなどの理由で連合チームが組めない部員数不足校には、単独廃校のルールを適用することも可能とする。
ただし、母体となる部員数不足校の部員は最低5名は在籍しているものとし、他校からの部員を借り入れた後の当該校の部員数は10名を超えないこととする。
(例：5名の場合⇒最大5名を借入可能。6名の場合⇒最大4名を借入可能。7名の場合⇒最大3名を借入可能。8名の場合⇒最大2名を借入可能。)
- ④ 連合チームの申請後の不祥事による選手不足は再連合を認めず、関係校はすべて不出場とする。（不祥事による選手不足は部員数不足と認定しない）
- ⑤ 連合チームの組合せは、当該大会（春季大会・選手権大会・秋季大会）ごとに所属連盟届け出て、承認を得ることとする。

(2) 大会参加申し込みと引率責任者

- ① 大会参加申し込みは、連合チームが関係するすべての学校長の承認印を必要とする。
- ② ベンチ入りする責任教師、監督は関係する学校長の協議で選任、所属連盟に登録する。
また、試合当日は関係する高等学校の引率責任者が生徒を必ず引率することとし、ベンチ入りできない責任教師もスタンドなどで観戦、常に待機すること。
- ③ 大会参加の名称は関係校で協議し、連名もしくは頭文字を組み合わせたものなどいずれでもよい。

(3) ユニフォームなど

次の用具（帽子、ユニフォーム(上下)、アンダーシャツ、ストッキング、打者、走者用ヘルメットなど）については、特に連合チーム間で統一する必要はない。

上記以外に生じるケースや問題については、当該都道府県高等学校野球連盟と日本高等学校野球連盟がその都度協議して判断する。

※ 尚、同一校の中で、硬式・軟式の部員不足に対しての部員の融通は可能であるが、同年度の選手権大会には硬式・軟式、いずれか一大会にしか出場することができない。

(※については平成 24 年度評議員会にての見解)